

## 16 森林環境譲与税の使途状況

平成31年4月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、森林の間伐や人材の育成、木材利用の促進等に必要な財源として森林環境譲与税が創設されました。森林環境譲与税は、私有林人工林面積や林業就業者数、人口に基づき、国から市町村に対して譲与されるものです。

令和元年度は12,337千円が譲与され、全額を森林環境譲与税基金に積み立てました。

(単位：千円)

譲与税の使途	事業名	事業費	譲与税充当額
基金積立	森林環境譲与税基金積立金	12,337	12,337
	合計	12,337	12,337